

## 産業廃棄物処分業許可証

新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立130番地

森下企業 株式会社

代表取締役 森下 尚平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角 英



許可の年月日 令和 2年 1月 6日

許可の有効年月日 令和 6年12月27日

**再複写無効**

### 1 事業の範囲

- ・中間処理（破碎処理）  
木くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
- ・中間処理（アルカリ分解・合成処理）  
廃油（廃食用油に限る。）（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類  
破砕処理施設  
・施設の設置場所  
新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢字松沢1347番地外22筆  
・施設の設置年月日  
平成4年11月16日  
・施設の処理能力  
800t/日(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)(8時間)  
・施設の許可年月日及び許可番号  
平成13年2月1日 六保(環)370-4号
- (2) 施設の種類  
破砕処理施設(移動式中間処理施設としての使用に限る。)  
・施設の係留場所  
新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢字松沢3773番1  
・施設の設置年月日  
平成14年5月9日  
・施設の処理能力  
91.1t/日(木くず(根株、伐採木及び末木枝条に限る。)) (8時間)  
・施設の許可年月日及び許可番号  
平成14年3月4日 六保(環)83-2号
- (3) 施設の種類  
アルカリ分解・合成処理施設  
・施設の設置場所  
新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立字奈良山102番3  
・施設の設置年月日  
平成19年7月31日  
・施設の処理能力  
200t/日(12時間)
- (4) 施設の種類  
破砕処理施設(根株、伐採木及び末木枝条については、移動式中間処理施設としての使用を含む。)  
・施設の係留場所  
新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢字松沢1398番1  
・施設の設置年月日  
平成28年1月12日  
・施設の処理能力  
73.2t/日(木くず)(8時間)  
・施設の許可年月日及び許可番号  
平成27年12月25日 新潟県南魚振健(環)第37-3号



再複写無効

3 許可の条件

- ・移動式中間処理施設として処理を行う場合は、発生現場で行うこと。
- ・移動式中間処理施設として処理を行う場合は、新潟県生活環境の保全等に関する条例(昭和46年新潟県条例第51号)第100条第1項の基準に準拠し、騒音による支障を防止するために必要な措置を講ずること。

4 許可の更新又は変更の状況

- ・更新許可年月日 平成9年12月28日
- ・変更許可年月日 平成14年6月28日  
(破砕処理(木くず)の追加)
- ・更新許可年月日 平成14年12月28日
- ・変更許可年月日 平成19年10月15日  
(アルカリ分解・合成処理の追加)
- ・更新許可年月日 平成20年1月21日
- ・変更許可年月日 平成20年8月29日  
(破砕処理について、がれき類の限定解除及びガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの追加)
- ・変更届出年月日 平成22年3月31日  
(代表者の変更 旧 森下 新一郎)
- ・更新許可年月日 平成23年1月30日  
(良基準適合確認 平成23年1月30日  
許可の有効年月日が平成24年12月27日から平成26年12月27日に延長)
- ・変更届出年月日 平成25年6月17日  
(代表者の変更 旧 高井 正)
- ・更新許可年月日 平成26年12月28日
- ・変更届出年月日 平成28年3月9日  
(破砕処理施設(平成14年5月9日設置)を「移動式中間処理施設としての使用を含む。」から「移動式中間処理施設としての使用に限る。」に変更)  
(破砕処理施設(平成14年5月9日設置)の施設の処理能力を「91.1t/日(木くず)(8時間)」から「91.1t/日(木くず(根株、伐採木及び末木枝条に限る。)) (8時間)」に変更)  
(破砕処理施設(平成14年5月9日設置)の係留場所の変更 旧 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢字松沢1398番地1外14筆)  
(破砕処理施設(根株、伐採木及び末木枝条については、移動式中間処理施設としての使用を含む。)(平成28年1月12日設置)の追加)
- ・更新許可年月日 令和2年1月6日

- 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無  
無  
(令和2年1月6日 更新許可)